

財務省第9入札等監視委員会
令和元年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和元年9月27日(金) 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員	委員 中務 裕之(中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士) 委員 瀧 洋二郎(浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士) 委員 石田 眞得(関西学院大学法学部 教授)	
審議対象期間	平成31年4月1日(月)から令和元年6月30日(日)まで	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	一件	
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 2019年度神戸税関本関地区7庁舎の塵芥処理業務委託 契約相手方 : 藤定運輸株式会社 (法人番号: 7140001014053) 契約金額 : @140.4円ほか 契約締結日 : 平成31年4月1日 担当部局 : 神戸税関
		契約件名 : 電子複写機用再生紙の購入 契約相手方 : 丸楽紙業株式会社 (法人番号: 5120001090197) 契約金額 : @1,836円/箱ほか 契約締結日 : 平成31年4月1日 担当部局 : 近畿財務局
随意契約(物品役務等)	2件	契約件名 : 大型荷物及び小型荷物の配達業務 契約相手方 : 日本郵便株式会社大阪東郵便局 (法人番号: 1010001112577) 契約金額 : @864円ほか 契約締結日 : 平成31年4月1日 担当部局 : 大阪国税局
		契約件名 : 貴金属、現金等保管及び運搬警備業務 契約相手方 : 総合警備保障株式会社警送近畿支社 (法人番号: 3010401016070) 契約金額 : @2,500円/容器ほか 契約締結日 : 平成31年4月1日 担当部局 : 大阪税関
応札(応募)業者数1者関連	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年度神戸税関本関地区7庁舎の塵芥処理業務委託 ・ 電子複写機用再生紙の購入 ・ 大型荷物及び小型荷物の配達業務 ・ 貴金属、現金等保管及び運搬警備業務
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>契約件名：2019年度神戸税関本関地区7庁舎の塵芥処理業務委託</p> <p>契約相手方：藤定運輸株式会社 (法人番号：7140001014053)</p> <p>契約金額：@140.4円ほか</p> <p>契約締結日：平成31年4月1日</p> <p>担当部局：神戸税関</p> <p>入札可能な競争参加資格を取得している業者が12者というのは、少ないという感覚か。</p> <p>過去の契約状況はどうだったのか。</p> <p>説明を聞いたところ、利益の薄い業務であり、新規参入が見込まれにくく、改善は難しいのではないか。</p> <p>契約金額は年間約100万円とのことだが、週3回でおよそ年間150回収集・運搬業務を行うとして、7庁舎の回収について1回当たり8000円程度ということか。感覚的に非常に安いと感じるがどうか。</p> <p>一方で、当該業務は神戸市の条例により手数料の上限が設けられていることから、単価は余り改善しないものと考えられる。藤定運輸が入札に参加しない場合はどうなるのか。</p> <p>応札業者がいなくなるというおそれもあるのではないか。</p> <p>引き続き、競争参加資格を有する業者に対して地道にしょうようをお願いしたい。</p>	<p>神戸市の条例により許可を受けた業者しか塵芥処理業務を行うことができないため、既に許可を受けた業者のみが対象となるといった意味で少ないと捉えている。</p> <p>平成27年度以降は藤定運輸の1者入札となっているが、昨年は、前年のごみの排出量が少なく予定価格が100万円未満となったため、見積もり合わせにより藤定運輸との契約を行った。今年度は藤定運輸の1者入札となっている。</p> <p>競争参加資格を取得している業者にしょうようをしたことはあるが、入札への参加は断られている。今年が入札後に競争参加資格を取得している業者に連絡したところ、来年は入札に参加してもいいという業者が何社かあるため、入札の前にしょうようしたいと考えている。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>上限の範囲内で個別に交渉するほかないが、どうしても無理であれば、エリアの縮小や収集・運搬の回数減など仕様を見直すことも考えなければならない。</p> <p>推測にはなるが、藤定運輸は継続して当関の業務を行っているため、近隣の企業を回収ルートに組み込んでいると思料される。現状の庁舎を対象とした契約が続けば応札してもらえるのではないかと考える。</p> <p>承知した。</p>

契約件名：電子複写機用再生紙の購入

契約相手方：丸楽紙業株式会社
(法人番号：5120001090197)

契約金額：@1,836円/箱ほか

契約締結日：平成31年4月1日

担当部局：近畿財務局

今回は一者応札であったが、昨年の入札参加者数は。

入札参加者の少ない傾向は今後続くと考えられるか。

古紙不足が続く場合には、入札参加者が無くなる危険性もあり、70%古紙配合率の製品にこだわらず、配合率の低い代替品等の購入検討に取り組む必要があるのではないか。

公告期間を長くすれば入札参加者が増加する等、入札の意義を達成することに繋がるのか。

昨年の入札参加業者数は4者で、うち1者は入札を辞退している。

古紙高配合製品の品薄状態が続けば、契約数量を確保できないという懸念から入札参加者が少なくなる可能性がある。

古紙配合率の低い代替品使用については、当局の入札実施後に、環境省から現状の古紙高配合製品の品薄状態を鑑み、柔軟に対応するよう通知がされており、契約後の一時期、契約業者から仕様書に適合する用紙の納入が困難との申し出を受け、代替品の納入を可とする措置を講じたこともある。

引き続き製品市場の状況を注視しながら発注を検討していく。

本件は特定調達契約に該当するため、海外からの入札参加も考慮した期間となっているが、一般的に業者の事務手続き等準備期間を考慮すると、公告期間を長く確保すれば入札参加機会の増加につながると考えられる。

契約件名：大型荷物及び小型荷物の配達業務

契約相手方：日本郵便株式会社大阪東郵便局
(法人番号：1010001112577)

契約金額：@864 円ほか

契約締結日：平成31年4月1日

担当部局：大阪国税局

入札に参加できる業者は、複数あると思われるが、入札の状況はどうだったのか。

荷物サイズの仕様変更は、何かに影響があるのか。

業者決定から業務開始までの期間が短いのではないか。

消費税率の引き上げについて、契約書上の取扱いはどうなっているのか。

これまで入札参加が見込める複数の業者へ参加勧奨を行ったものの、配送拠点が無い等の理由で、入札の参加を辞退され、1者の応札が続いている。

物流大手業者が公表している荷物のサイズを参考に、仕様をそれらに合致するサイズに変更することによって、入札参加業者の拡大を図ったものである。

本件は、単なる配達業務であることから、業者決定から短期間での業務開始であっても、対応は可能であると判断している。

当初契約時は、8%相当額を加算した金額により契約をし、10月1日以降は消費税額を10%として変更契約を締結することとしている。

<p>契約件名： 貴金属、現金等保管及び運搬警備業務</p> <p>契約相手方： 総合警備保障株式会社警送近畿支社 (法人番号：3010401016070)</p> <p>契約金額： @2,500円/容器ほか</p> <p>契約締結日： 平成31年4月1日</p> <p>担当部局： 大阪税関</p> <p>当初、入札参加見込みのある業者は何者あったのか。</p> <p>最終的に入札に参加しなかった業者には、どのような理由があったと考えられるか。</p> <p>貴重品の運送及び保管に危険を伴うという点で、入札業者が限定されてしまうのか。</p> <p>盗難に遭った場合、責任の所在はどのように決定されるのか。</p> <p>入札者が少数と見込まれる案件については、入札者数増加の観点から、市場環境や仕様内容の柔軟性についても考慮し取り組んでいただきたい。</p>	<p>2者である。</p> <p>詳細は把握していないが、社内協議の結果と聞いている。</p> <p>要因の一つであると思われる。</p> <p>委託者から受託者へ物品を引継ぐ際に、受託者が受渡簿へ押印した時をもって責任が移転する。</p> <p>承知した。</p>
--	---